

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金（空き家・空き店舗再生枠）

県内で増加している空き家・空き店舗の活用を進めるため、空き家・空き店舗を改修して事業を行う場合にご利用いただける制度融資を設けています。

資金使途 (※1)	新たに空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な設備資金・運転資金 （建物の改修が必須となるため、運転資金のみのご利用はできません。） 【対象となる建物】 ○空き家は、次の「 空き家バンク 」に登録している物件 対象となる空き家バンク（平成31.4.1現在） <ul style="list-style-type: none"> ・大津百町・町家しょうほうかん ・小江戸ひこね町屋情報バンク ・長浜市空き家バンク ・草津市空き家情報バンク ・甲賀市空き家バンク ・高島市空き家紹介システム ・東近江市空き家バンク ・まいばら空き家対策研究会空き家バンク ・日野町空き家情報登録制度 ・多賀町空き家情報バンク制度 ○空き店舗は、滋賀県商工会連合会が運営する 空き店舗情報サイト「AKINAI しが」 に登録している物件
融資対象者 (※2)	空き家・空き店舗を拠点に事業を行う中小企業者、協同組合等 （開業前～開業後6か月未満の方は「開業資金」をご利用ください。）
融資限度額 (※3)	2,500万円
融資利率 (※4)	年1.25%
信用保証料 (※5)	必要に応じて保証協会保証付き 保証料率 年0.45%～1.90%
融資期間 (※6)	設備資金 10年以内（据置2年以内） 運転資金 5年以内（据置1年以内）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる
受付機関	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合

※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 融資限度額内であれば、同一年度内の複数回の利用が可能です。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 有担保の場合は0.1%の割引があります。

※6 融資期間は1年以上となります。

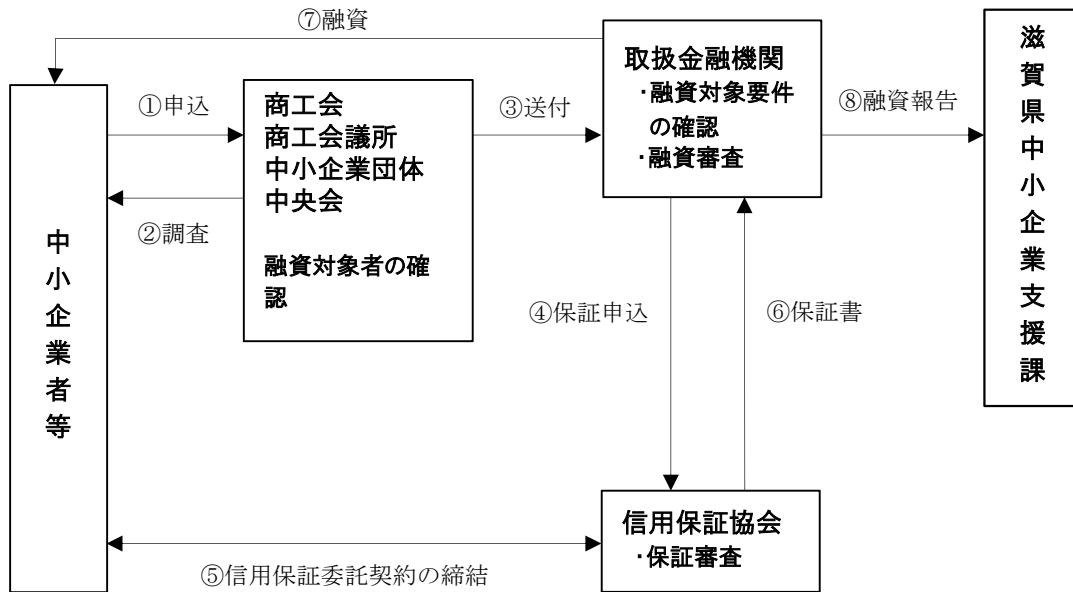
（特記事項）

上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

政策推進資金(空き家・空き店舗再生枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会にお申し込みください。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン



融資に関するご相談など

中小企業の皆様の声をお聞きます！

また、県の融資制度等について

具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただきますことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただきますことがあります。
なお、個別のトラブル等につきましては、あつせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871